産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月21日

福井県知事 殿

提出者

住所 〒914-0047 福井県敦賀市東洋町10番24号

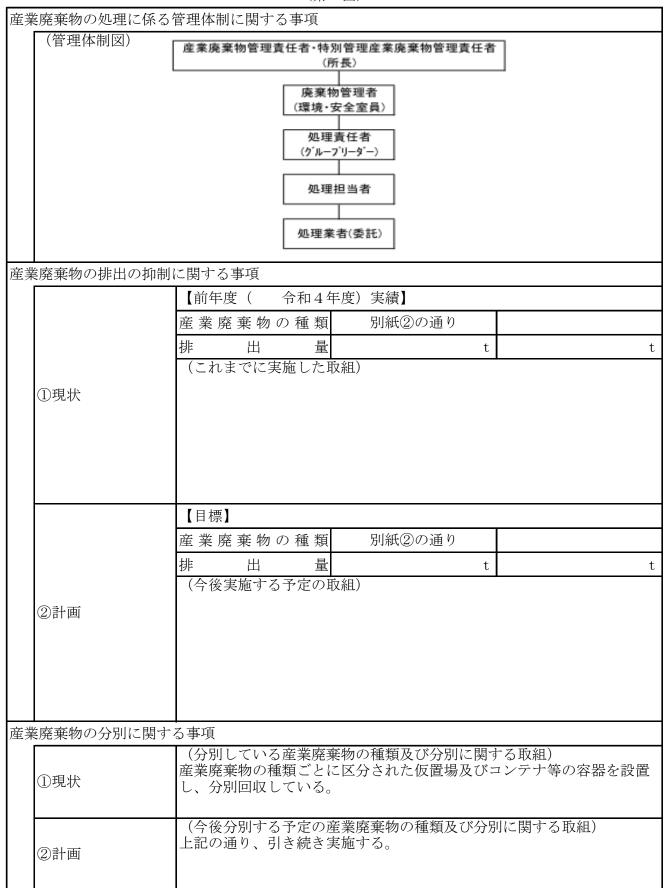
氏名 東洋紡エンジニアリング株式会社 北陸営業所 所長 中村 朗 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0770-25-8353

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	0)	名	称	東洋紡エンジニアリング株式会社 北陸営業所
事	業	場の	,所	在	地	福井県敦賀市東洋町10番24号
計		画	期		間	令和5年4月1日~令和6年3月31日
当該	事業	場におい	ハて現	に行	って	いる事業に関する事項
		事 業	の	種	類	D06 (総合工事業)
	2	事 業	の	規 札	塻	4,992,000千円 元請完成工事高(前年度実績)
	3	従業	ŧ į	量 紫	汝	66人
	4)産業廃の処理	棄物の工		1 m ()	別紙①の通り

(日本産業規格 A列4番)



ら行う産業廃棄	物の再生利用に関する事項		
	【前年度 (年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】	T	
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
₩ 計画	(今後実施する予定の取組)		
⊥ ら行う産業廃棄 	物の中間処理に関する事項		
	【前年度 (年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
© 70.77	(これまでに実施した取組)	I	
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う	t	t
	産業廃棄物の量		
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自身	っ行う産業廃棄物の	埋立処分又は海洋投入処分	た関する事項						
		【前年度(年月	度)実績】						
		産業廃棄物の種類							
		自ら埋立処分又は							
		海洋投入処分を行った	t	t					
	①現状	産業廃棄物の量							
		(これまでに実施した取約	EL)						
		【目標】							
		産業廃棄物の種類							
		自ら埋立処分又は							
		海洋投入処分を行う	t	t					
	②計画	産業廃棄物の量							
		(今後実施する予定の取組)							
産業	上 廃棄物の処理の委	託に関する事項							
		【前年度(令和4年月	度)実績】						
		産業廃棄物の種類	別紙③の通り						
		全処理委託量	t	t					
		優良認定処理業者への	,	,					
		処 理 委 託 量	t	t					
		再生利用業者への	,	,					
		処 理 委 託 量	t	t					
		認定熱回収業者への	,	,					
		処 理 委 託 量	t	t					
	①現状	認定熱回収業者以外の							
		熱回収を行う業者への	t	t					
		処 理 委 託 量							
		(これまでに実施した取締		D. Hader					
		委託先に対し、リサイク/	レ挙を局めるための取組み	とと、					

(第5面)

	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記の通り、引き続き実施する。		
※ 事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託 量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定 熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた 者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている 処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙(1)

- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 処理業者(焼却)へ委託(処理後は原料として再資源化)
- ・がれき類 処理業者(破砕、選別)へ委託(処理後は砕石として再資源化)
- ・金属くず 処理業者(破砕、選別)へ委託(処理後の原料として再資源化)
- ・建設混合廃棄物 処理業者(破砕、選別)へ委託(処理後の原料として再資源化)
- ·石綿含有産業廃棄物 最終処分
- ・廃プラスチック類 処理業者(焼却)へ委託(処理後は原料として再資源化)
- ・木くず 処理業者(焼却)へ委託(処理後は原料として再資源化)
- ・ばいじん 処理業者(再生)へ委託(再生後はセメント原料として再資源化)
- ・廃油 処理業者(焼却)へ委託(処理後は原料として再資源化)

別紙②

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
	【前年度(令和4年度)実績】										
	産業廃棄 物の種類	産業廃棄 初の種類 ガラスくず他 がれき類 金属くず		金属くず	廃プラ類	木くず	汚泥				
①現状	排出量(t)	230.0	3,202.0	407.0	2,421.0	96.0	121.0				
	(これまで実施した取組)										
	新設工事に関して、入荷する資材の梱包材等の減少。(メーカーへの簡易梱包を依頼) 解体・撤去工事に関しては、金属類等、分別の徹底を図り、有価物量を増やすことで産廃の排出量を減らす。										
	【目標】										
	産業廃棄 物の種類	ガラス	がれき	金属くず	廃プラ	木くず	汚泥				
②計画	排出量(t)	200	3,000	500	1,000	100	100				
	(今後実施する予定の取組)										
	現状の方法を踏襲する。										

,	『 【前年度(令和4年度)実績】									
	産業	廃棄物の種類	ガラスくず他	がれき類	金属くず	廃プラ類	木くず	汚泥		
	全処理委託量(t)		230.0	3,202.0	407.0	2,421.0	96.0	121.0		
		優良認定処理業者への 処理委託量		1.0		1.0		121.0		
①現状		再生処理業者への 処理委託量	23.0	2786.0	407.0					
	認定熱回収業者への 処理委託量									
		認定熱回収業者以外への 処理委託量								
		(これまで実施した取組) 出来るだけ優良認定処理業	者 及び 再生	利用業者を過	選定するように	こ努めた。				
	【目標		·							
	産業廃棄物の種類		ガラス	がれき	金属くず	廃プラ	木くず	汚泥		
	全処:	理委託量(t)	200	3,000	500	1,000	100	100		
		優良認定処理業者への 処理委託量						100		
②計画		再生処理業者への 処理委託量	100	2,500	500	100				
		認定熱回収業者への 処理委託量								
		認定熱回収業者以外への 処理委託量								
		(これまで実施した取組)								
		現状の方法を踏襲する。								